


| 新 | 旧 | 備考 | 差分 |
|---|---|-----------------|---------------------|
|  <p>管理委託契約約款</p> <p>平成13年10月26日届出 一部変更 平成17年 8月30日届出 一部変更 平成18年 9月29日届出 一部変更 平成18年12月28日届出 一部変更 平成19年 4月13日届出 一部変更 平成19年11月29日届出 一部変更 平成20年 9月 1日届出 一部変更 平成21年 3月13日届出 一部変更 平成21年 5月29日届出 一部変更 平成26年 3月26日届出 一部変更 平成27年 2月26日届出</p> <p>株式会社イーライセンス</p> | <p>管理委託契約約款</p> <p>平成13年10月26日届出 一部変更 平成17年 8月30日届出 一部変更 平成18年 9月29日届出 一部変更 平成18年12月28日届出 一部変更 平成19年 4月13日届出 一部変更 平成19年11月29日届出 一部変更 平成20年 9月 1日届出 一部変更 平成21年 3月13日届出 一部変更 平成21年 5月29日届出 一部変更 平成26年 3月26日届出</p> <p>株式会社イーライセンス</p> | <p>ロゴマークを追加</p> | <p>追加</p> <p>追加</p> |

| 新 | 旧 | 備考 | 差分 |
|--|--|--|---|
| <p>第1条（目的）</p> <p>本約款は、音楽の著作物の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、株式会社イーライセンス（以下「イーライセンス」といいます。）と音楽出版社その他著作権を有する者（以下「委託者」という。）が音楽著作権の利用許諾等について締結する、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第2条第1項第2号の管理委託契約（以下「管理委託契約」といいます。）の内容を定めることを目的とします。</p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 本約款は、音楽の著作物の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、株式会社イーライセンス（以下「甲」という。）と著作権者（以下「乙」という。）が音楽著作権の利用許諾について締結する、取次による委任契約（以下「管理委託契約」という。）の内容を定めることを目的とするものである。</p> | <p>甲乙表記から変更</p> | <p>修正</p> |
| <p>第2条（管理委託契約）</p> <p>委託者はイーライセンスに対して、委託者が管理委託契約で指定した音楽著作物（委託者がイーライセンスに作品届を提出した著作物。以下「委託著作物」といいます。）の、次の各号に掲げるいずれかの利用許諾（委託者が管理委託契約で指定するところによります。）について、イーライセンスが自己の名において、委託者の計算で取次による管理業務（利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務）を行うことを委任し、イーライセンスはこれを受任します。</p> <p>(1) オーディオに関する利用許諾</p> <p>蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク（CD）、その他の記憶媒体など音を固定するもの（なお、オルゴールも含みます。）に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。なお、本号の委任には、著作権法第104条の2に定める指定管理団体が分配する私的録音補償金の受領の委任を含むものとします。</p> <p>(2) ビデオグラムに関する利用許諾</p> <p>ビデオテープ、ビデオディスク（DVD、Blu-ray Disc 及び HD DVD を含みます。）など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。ただし、本項(3)に定める「ゲームソフトに関する利用許諾」または本項(4)に定める「映画録音に関する利用許諾」のいずれかに該当するものは除きます。</p> <p>(3) ゲームソフトに関する利用許諾</p> <p>ゲーム（パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含むがこれらに限られない）に供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定</p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 本約款において、各利用許諾の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「レコードに関する利用許諾」とは、蓄音機用音盤、録音テープ、その他の記憶媒体など音を固定するもの（なお、オルゴールも含むものとする。）に著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、(3)に該当するものは除く。</p> <p>(2) 「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスクなど音をもっぱら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、(3)、(4)又は(5)に該当するものは除く。</p> <p>(3) 「インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾」とは、CD-ROM、DVD-ROM、その他の記憶媒体などに、総再生時間が特定できない形態で、画像、文字などとともに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、(4)に該当するものは除く。</p> <p>(4) 「ゲームソフトに関する利用許諾」とは、ゲームに供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。</p> | <p>各利用許諾の定義（旧第2条）と管理委託契約の内容（旧第3条）を新第2条に統合</p> <p>幅広い録音媒体を示すオーディオという表現に変更</p> <p>メインの録音媒体であるCDを追加</p> <p>より適切な表現として、「固定」「増製」に変更</p> <p>メインの録音媒体であるDVD等を追加</p> <p>より適切な表現として、「固定」「増製」に変更</p> <p>頒布を追加</p> <p>分かりやすい表現に変更</p> <p>利用許諾の実績が5年間以上発生しなかった為、削除</p> <p>より適切な表現として、「固定」「増製」に変更</p> | <p>修正</p> <p>修正</p> <p>追加</p> <p>修正</p> <p>追加</p> <p>修正</p> <p>追加</p> <p>修正</p> <p>削除</p> <p>修正</p> |

| 新 | 旧 | 備考 | 差分 |
|---|---|---|--|
| <p>物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(4) 映画録音に関する利用許諾 映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した映像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を複製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(5) コマーシャル送信用録音に関する利用許諾 放送、有線放送またはインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を固定し、またはそれらの固定物を複製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(6) インタラクティブ配信に関する利用許諾 著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。ただし、本項(10)に定める「業務用通信カラオケに関する利用許諾」に該当するものは除きます。</p> <p>(7) 放送・有線放送に関する利用許諾 放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。ただし、本項(5)に定める「コマーシャル送信用録音に関する利用許諾」に該当するものは除きます。</p> <p>(8) 出版に関する利用許諾 印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(9) 貸与に関する利用許諾 商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(10) 業務用通信カラオケに関する利用許諾 放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設又は社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することの許諾をいう。</p> <p>(11) 演奏会における演奏に関する利用許諾 演奏会（コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物をいいます。）において演奏することの許諾をいいます。</p> <p>(12) カラオケ施設における演奏等に関する利用許諾 カラオケボックス、カラオケルーム、カラオケ教室その他カラオケ設備を設け、客に歌唱をさせる営業を行う施設において、著作物を演奏、上映または伝達することの許諾をいいます。</p> <p>(13) その他の演奏等に関する利用許諾</p> | <p>(5) 「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した映像とともに著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。</p> <p>(6) 「コマーシャル送信用録音に関する利用許諾」とは、放送、有線放送又はインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布若しくは譲渡することの許諾をいう。</p> <p>(7) 「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、又は公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいう。ただし、(12)に該当するものは除く。</p> <p>(8) 「放送に関する利用許諾」とは、放送、当該放送用の録音、その他放送に伴って著作物を利用することの許諾をいう。但し、(6)に該当するものは除く。</p> <p>(9) 「有線放送に関する利用許諾」とは、有線放送、当該有線放送用の録音、その他有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいう。但し、(6)に該当するものは除く。</p> <p>(10) 「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。</p> <p>(11) 「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいう。</p> <p>(12) 「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設又は社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することの許諾をいう。</p> | <p>頒布を追加 (3)の削除に伴い、各条番号を繰り上げ より適切な表現として、「固定」「増製」に変更</p> <p>より適切な表現として、「固定」「増製」に変更</p> <p>表記変更</p> <p>放送および有線放送に関する利用許諾は、委託範囲の選択時に個別で選択出来ないものとしている為、統合</p> <p>適切な表現に変更</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> | <p>追加 修正 修正 修正 修正 修正 削除 追加 追加 追加</p> |

| 新 | 旧 | 備考 | 差分 |
|--|---|------------------------|-----------|
| <p>本項(11)および(12)に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。</p> | <p>(管理委託契約一取次) 第3条 乙は甲に対して、乙が管理委託契約で指定した音楽著作物(乙が甲に作品届を提出した著作物)についての、以下のいずれかの利用許諾(乙が管理委託契約で指定するところによる)について、甲が甲の名において乙の計算で取次による管理(利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務)を行うことを委任し、甲はこれを受任する。 ただし、(4)ゲームソフトに関する利用許諾、(5)映画録音に関する利用許諾、(6)コマーシャル送信用録音に関する利用許諾については、その使用料の額は、利用契約の都度、乙が決めるものとする。 (1) レコードに関する利用許諾 (2) ビデオグラムに関する利用許諾 (3) インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾 (4) ゲームソフトに関する利用許諾 (5) 映画録音に関する利用許諾 (6) コマーシャル送信用録音に関する利用許諾 (7) インタラクティブ配信に関する利用許諾 (8) 放送に関する利用許諾 (9) 有線放送に関する利用許諾 (10) 出版に関する利用許諾 (11) 貸与に関する利用許諾 (12) 業務用通信カラオケに関する利用許諾 2 前項(1)の委任には、著作権法第104条の2の指定管理団体が分配する私的録音補償金の受領の委任を含むものとする。 3 前々項(8)の委任には、前々項(9)の委任を含むものとし、前々項(9)の委任には前々項(8)の委任を含むものとする。</p> | <p>新第2条に統合の為削除</p> | <p>削除</p> |
| <p>第3条(外国地域における管理委託範囲の選択) 委託者は、委託者が管理委託契約で指定した支分権について、次に掲げる支分権の区分に従い、外国地域(イーライセンスが外国著作権管理団体等との間で管理契約を締結した国または地域を単位とします。)における著作権のみを、管理委託の範囲から除外することができるものとします。 (1)演奏権、上演権、上映権、公衆送信権、伝達権及び口述権 (2)録音権、頒布権、貸与権、出版権及び譲渡権</p> | | <p>海外地域管理の選択条項を新設</p> | <p>追加</p> |
| <p>第4条(管理委託契約の締結方法) イーライセンス及び委託者は、委託者がイーライセンスに対して、管理委託契約申込書その他イーライセンスが定める資料(印鑑証明書等)を提出し、イーライセンスが委託者に対して管理委託契約承諾書を交付することによって、管理委託契約を締結するものとします。</p> | <p>(管理委託契約の締結方法) 第4条 甲及び乙は、乙が甲に対して、甲指定の管理委託契約申込書を提出し、甲が乙に対して、甲指定の管理委託契約承諾書を交付することによって、管理委託契約を締結するものとする。</p> | <p>実運用に合わせ、提出書類を追記</p> | <p>追加</p> |

| 新 | 旧 | 備考 | 差分 |
|---|--|---|-------------------------------|
| <p>第5条（外国地域における管理）</p> <p>イーライセンスが、外国地域において第2条に定める管理業務を行うときは、これを外国著作権管理団体等に再委託することができる。この場合においては、利用の許諾の方法、その対価の額の決定、その他の業務執行方法は、当該外国地域の法令及び当該外国著作権管理団体等の規約に従うものとします。</p> | <p>（再委託）</p> <p>第5条 外国地域において第3条の管理を行うときは、甲は、これを外国著作権管理団体等に再委託することができる。</p> | <p>適切な表現に変更</p> <p>詳細を追加</p> | <p>修正</p> <p>追加</p> |
| <p>第6条（管理手数料）</p> <p>委託者はイーライセンスに対して、管理手数料として、イーライセンスが利用者から徴収した使用料等に、20%以内でイーライセンスが定める料率を乗じて得た額を支払うものとします。</p> <p>ただし、イーライセンスが管理業務の一部を外国著作権管理団体等に再委託したときは、イーライセンスは、外国著作権管理団体等との間で定めた料率に、10%以内でイーライセンスが定める料率を加算した料率を用いて、管理手数料の額を算出することができるものとします。</p> | <p>（管理手数料）</p> <p>第6条 乙は甲に対して、管理手数料として、甲が利用者から徴収した使用料に、10パーセント以内で甲が定める料率を乗じて得た額を支払う。</p> <p>ただし、甲が外国著作権管理団体等に再委託したときは、甲は、外国著作権管理団体との間で定めた料率に、10パーセント以内で甲が定める料率を加算した料率を用いて、管理手数料の額を算出することができるものとする。</p> | <p>演奏権参入にあたり、手数料上限を変更</p> <p>%表記に統一</p> | <p>修正</p> <p>修正</p> |
| <p>第7条（有効期間）</p> <p>1.管理委託契約の有効期間は、契約締結の日から3年を経過した後最初に到来する、別途使用料分配規程において定める関係権利者（「著作物使用料分配規程」第2条(1)の関係権利者をいいます。）の確定基準日までとします。ただし、契約期間満了の3か月前までに、イーライセンスまたは委託者が、相手方に対して書面をもって反対の意思を表示しないときは、管理委託契約は同一の条件で更に1年間更新され、その後の取扱いについても同様とします。</p> <p>2.イーライセンス及び委託者は、契約の更新時において、管理委託の範囲を変更することができる。この場合、管理委託の変更を希望する当事者は、相手方に対して、契約期間満了の3か月前までに、書面によりその旨を通知しなければならないものとします。</p> | <p>（有効期間）</p> <p>第7条 管理委託契約の有効期間は、契約締結の日から3年を経過した後、最初に到来する、第11条1項に定める関係権利者の確定基準日までとする。</p> <p>ただし、契約期間満了の3か月前までに、甲又は乙が書面をもって反対の意思を表示しないときは、契約は更に1年間更新され、その後の取扱いについても同様とする。</p> <p>2 甲及び乙は、契約の更新時において、管理委託の範囲を変更することができる。この場合、甲及び乙は、相手方に対して、契約期間満了の3か月前までに、その旨を通知しなければならない。</p> | <p>分配規程を分離する為追記</p> <p>詳細表記へ変更</p> <p>詳細表記へ変更</p> | <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> |
| <p>第8条（利用許諾契約の締結等）</p> <p>1.イーライセンスは、別途定める使用料規程に基づき、利用者と著作権利用許諾契約を締結し、使用料を徴収します。</p> <p>2.イーライセンスは、法令その他の定めに従い分配された私的録音補償金を受領します。</p> | <p>（利用許諾契約の締結等）</p> <p>第8条 甲は、別に定める使用料規程に基づき、利用者と著作権利用許諾契約を締結し、当該著作権利用許諾契約に基づき、当該利用者から使用料を徴収する。</p> | <p>表現が重複する為削除</p> <p>運用にあわせ明文化</p> | <p>削除</p> <p>追加</p> |
| <p>第9条（著作権の保証）</p> <p>1.委託者はイーライセンスに対し、イーライセンスにその著作権の管理を委託するすべての著作物について、当該委託をする完全な権限を有しており、かつ、いかなる第三者の著作権その他の権利も侵害していないことを保証します。</p> <p>2.イーライセンスは、イーライセンスが必要と判断するときは、委託者に対して、前項の保証にかかる権利に関する資料（原稿、契約書等）の提出を求めことができ、委託者は、速やかに資料を提出しなければ</p> | <p>（著作物の保証）</p> <p>第9条 乙は、甲にその著作権の管理を委託するすべての著作物について、著作権を有し、かつ、他人の著作権を侵害していないことを保証する。</p> <p>2 甲は、前項の保証に関し必要があるときは、乙に対して、権利に関する資料（原稿、契約書等）の提出を求めことができ、その場合乙は、速やかに資料を提出しなければならない。</p> | <p>詳細を追加</p> <p>詳細表記へ変更</p> | <p>追加</p> <p>修正</p> |

| 新 | 旧 | 備考 | 差分 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|---------------|----|----------------------|----|----------------------|-----|----------------------|----|------------------------|-----|--|----|----------------------------------|-------------------------------------|---|
| <p>ばならないものとします。</p> <p>第10条（使用料等の分配）</p> <p>1.イーライセンスは、委託者または委託者の指定した者に対して、利用者から徴収した使用料または私的録音補償金（以下「使用料等」といいます。）から、第6条に定める管理手数料を控除したうえで、分配することができるものとします。</p> <p>2.イーライセンスは、委託著作物の管理等によって得た使用料等を、四半期毎（3月、6月、9月、12月）に、委託者に分配します。ただし、別途定める「著作物使用料分配規程」「私的録音補償金分配規程」その他の規程に異なる分配期が規定されている場合は、その定めによるものとします。</p> <p>3.イーライセンスは、前項に定める分配に際して、委託者に対して使用料等の明細を記載した計算書を作成し、イーライセンスが定める方法により委託者に通知します。</p> <p>4.使用料等の分配に関する事項は、本約款に定めるほか、「著作物使用料分配規程」等に定めるものとします。</p> <p>5.本条に定める使用料等の分配請求権は、委託者が権利を行使しうるときから3年を経過することにより消滅します。</p> | <p>（使用料の分配）</p> <p>第10条 甲は、乙の指定により、乙又は乙の指定した者あるいはその双方に対して、徴収した使用料から第6条の管理手数料を控除した額を、分配する。</p> <p>なお、甲は、著作権利用許諾契約書、利用者から提出される著作物の利用明細報告書、外国著作権管理団体から送付される分配明細書、その他これらに準ずる著作権の利用状況を記載した資料に基づき、分配する使用料を算出するものとする。</p> <p>2 分配期及び分配対象の使用料（各分配期において分配の対象となる使用料）は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="943 890 1736 1134"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>分配対象使用料（徴収期間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1月1日から3月末日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>4月1日から6月末日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>7月1日から9月末日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>10月1日から12月末日までに徴収した使用料</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="943 1182 1736 1369"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料（使用期間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> </tbody> </table> | 分配期 | 分配対象使用料（徴収期間） | 6月 | 1月1日から3月末日までに徴収した使用料 | 9月 | 4月1日から6月末日までに徴収した使用料 | 12月 | 7月1日から9月末日までに徴収した使用料 | 3月 | 10月1日から12月末日までに徴収した使用料 | 分配期 | 録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料（使用期間） | 6月 | 1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料 | <p>実運用にあわせ明文化</p> <p>分配規程を新設し移行</p> | <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>削除</p> |
| 分配期 | 分配対象使用料（徴収期間） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | 1月1日から3月末日までに徴収した使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | 4月1日から6月末日までに徴収した使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | 7月1日から9月末日までに徴収した使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | 10月1日から12月末日までに徴収した使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配期 | 録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料（使用期間） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | 1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 | 旧 | | 備考 | 差分 | | | | | | | | | | |
|-----|--|------------------------------------|-----|-------------|----|--------|----|-------|-----|-------|----|-------|--|--|
| | 9月 | 4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料 | | | | | | | | | | | | |
| | 12月 | 7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料 | | | | | | | | | | | | |
| | 3月 | 10月1日から12月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料 | | | | | | | | | | | | |
| | <p>3 前項の規定にかかわらず、各分配期における使用料の分配額（税抜）が、3,000円に満たない場合は、甲は、次期以降の分配金と合算して乙へ分配することができる。</p> <p>4 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。</p> <p>5 著作物の使用状況等から前4項により難しい場合は、その使用状況等を参酌し、別に分配計算方法、分配期、分配対象著作物等を定めることができる。</p> <p>（私的録音補償金の分配）</p> <p>第10条の2 甲は、第3条第2項に定める私的録音補償金を受領した場合には、受領した額から10パーセント以内で甲が定める管理手数料を控除した額を、別に定める私的録音補償金分配規程に基づき分配するものとする。</p> <p>（関係権利者の確定基準日）</p> <p>第11条 関係権利者（作曲者、作詞者、編曲者、訳詞者（これらの者の著作権の承継者を含む）又は音楽出版者。なお、補作者は、楽曲又は歌詞の共同著作者とみなす）の確定基準日は、下表のとおりとし、甲は、各分配期の確定基準日における権利者に分配する。</p> <p>分配期 関係権利者の確定基準日</p> <table border="1" data-bbox="981 1117 1662 1358"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>関係権利者の確定基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>12月31日</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>9月30日</td> </tr> </tbody> </table> | | 分配期 | 関係権利者の確定基準日 | 6月 | 12月31日 | 9月 | 3月31日 | 12月 | 6月30日 | 3月 | 9月30日 | | |
| 分配期 | 関係権利者の確定基準日 | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | 12月31日 | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | 3月31日 | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | 6月30日 | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | 9月30日 | | | | | | | | | | | | | |

| 新 | 旧 | 備考 | 差分 |
|---|---|----|----|
| | <p>2 関係権利者は、その確定基準日の10日前までに提出された著作権資料（作品届、編曲届、訳詞届、補作届、国際連絡票、その他これらに準ずる著作権に係る関係権利者・分配率等を記載した資料）に記載されている権利者をもって、確定する。</p> <p>ただし、著作権資料がない場合においても、甲が関係権利者として認めることのできた者は、関係権利者として確定することができる。</p> <p>3 著作権資料がないなどの理由により、甲が確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、甲は、使用料の分配を保留する。</p> <p>（インタラクティブ配信使用料の分配計算方法）</p> <p>第12条 インタラクティブ配信の各著作物に対する分配は、次の各号に掲げる算式により算出し、分配する。</p> <p>(1) 曲別使用料（なお、ダウンロード形式、ストリーム形式を問わず、1曲1リクエスト当りの単価に総リクエスト回数を乗じて、著作物単位に請求額を算出できるもの、その他著作物単位に請求額を算出できるものをいう。）</p> $1 \text{ 曲 } 1 \text{ リクエスト当りの単価} \times \text{当該著作物のリクエスト回数}$ <p>(2) 包括使用料（(1)によることができないもの）</p> $\text{包括使用料} \times \frac{\text{当該著作物のリクエスト回数}}{\text{総リクエスト回数}}$ <p>リクエスト回数の報告がない場合は、次項の定めによる。</p> <p>2 著作物の使用状況等から、前項により難しい場合は、甲は、別の分配計算を定めることができる。</p> <p>（貸与使用料の分配計算方法）</p> <p>第12条の2 貸与の各著作物に対する分配は、下記計算式のとおり、分配対象（包括的利用許諾契約毎、又は商業用レコード毎）となる貸与使用料を、分配対象となる全ての著作物の分配点数の和で除したものに、当該著作物の分配点数を乗じた額とする。</p> $\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象となる貸与使用料}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{当該著作物の分配点数}$ | | |

| 新 | 旧 | 備考 | 差分 |
|--|---|--|-----------|
| | <p>2 著作物分配点数の計算は、以下のとおりとする。 著作物分配点数＝使用時間点数(5分まで1点、その後も同様とする)×使用回数</p> <p>3 著作物の使用状況、報告方式等から、前2項により難しい場合は、甲は、別の分配計算を定めることができる。</p> <p>(業務用通信カラオケ使用料の分配計算方法) 第12条の3 業務用通信カラオケの各著作物に対する分配は、分配対象となる業務用通信カラオケ使用料(基本使用料及び利用単位使用料の和)を次の各号に掲げる算式により算出し、分配する。</p> $\text{業務用通信カラオケ使用料} \times \frac{\text{当該著作物のリクエスト回数}}{\text{総リクエスト回数}}$ <p>2 著作物の使用状況等から、前項により難しい場合は、甲は、別の分配計算を定めることができる。</p> <p>(分配率) 第13条 各著作物の著作権者及び関係権利者に対する使用料の分配は、作品届提出時に、乙が届出した分配率に従うものとする。</p> | | |
| <p>第11条(分配の一時保留)</p> <p>1.イーライセンスは、次の各号のいずれかの事由があると認める場合は、委託著作物にかかる使用料等の分配を、必要な範囲及び期間にわたり保留することができるものとします。</p> <p>(1)関係権利者、適用すべき分配率、その他委託著作物に係る使用料等の分配を適切に行うために必要な事項を確定することができない場合、またはこれらの事項のいずれかに疑義のある場合</p> <p>(2)著作権の存否または帰属等に関して疑義が生じた場合</p> <p>(3)委託者が第9条に定める保証義務に違反した場合またはその疑義のある場合</p> <p>(4)委託者より届け出のある連絡先に宛てた通知が連続して2回以上到達しない場合</p> <p>(5)委託者より届け出のある送金先に宛てた送金が到達しない場合</p> <p>2.イーライセンスは、前項の規定を適用し分配の保留を行った場合は、委託者に対し、その旨を通知するものとします。</p> <p>3.イーライセンスは、第1項の規定を適用し分配の保留を行った場合は、</p> | | <p>旧第14条を「分配の一次保留」と「管理の停止」に分けて、詳細を追記</p> | <p>追加</p> |

| 新 | 旧 | 備考 | 差分 |
|--|---|--|-------------------------------|
| <p>委託者から受領した資料の内容を確認するため、委託者の関係書類、会計帳簿その他を閲覧、謄写及び調査できるものとし、委託者はこれに協力するものとします。</p> | | | |
| <p>第12条（管理の停止）</p> <p>1.イーライセンスは、第11条第1項の規定により分配の保留を行った場合であって、分配の保留事由の解消が困難であるとイーライセンスが認めた場合、当該著作物にかかる管理を停止することができるものとします。</p> <p>2.前項のほか、イーライセンスは、次の各号のいずれかの事由があると認める場合、委託著作物にかかる権利の管理を停止することができるものとします。</p> <p>(1)委託者がイーライセンスの事業運営・管理業務等に重大な支障を及ぼす行為をしたとき</p> <p>(2)前号の他、委託者が本約款に定める委託者の義務を履行しない場合</p> <p>3.イーライセンスは、本条第1項および第2項の規定を適用し委託著作物にかかる権利の管理を停止した場合は、委託者に対し、その旨を通知するものとします。</p> | <p>（管理の停止等）</p> <p>第14条 甲は、乙の著作権の帰属について疑義が生じたとき、又は他の著作権を侵害するおそれがあると認めるときは、著作権の管理を停止し又はこれを行わないことができる。</p> <p>2 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、使用料の分配その他管理業務を保留することができる。</p> <p>(1) 乙より届け出のある住所に宛てた通知が、連続して2回以上到達しなかったとき。</p> <p>(2) 乙より届け出のある送金先に宛てた送金が到達しないとき。</p> <p>(3) 乙が甲の事業運営・管理業務等に重大な支障を及ぼす行為をしたとき。</p> | <p>旧第14条を「分配の一次保留」と「管理の停止」に分けて、詳細を追記</p> | <p>修正</p> |
| <p>第13条（本約款の変更）</p> <p>1.イーライセンスは、本約款を変更した場合は、第19条に定める方法により遅滞なく公示するとともに、委託者に通知します。</p> <p>2.本約款の変更の内容に異議のある委託者は、前項に定める通知の到達した日から1か月以内に、イーライセンスに対し書面により申し出ることで、管理委託契約を解除することができるものとします。</p> <p>3.本条第1項に定める公示の日から3か月を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は本約款の変更について承諾したものとみなされます。</p> | <p>（本約款の変更）</p> <p>第15条 甲は、本約款を変更したときは、速やかにインターネットによって変更した約款を公示するとともに、これを乙に通知する。</p> <p>2 乙は、前項の変更に異議があるときは、通知が到達した日から1か月以内に又は公示がなされた日から3か月以内に、書面による申し出によって、管理委託契約を解除することができる。</p> <p>3 通知が到達した日から1か月以内に又は公示がなされた日から3か月以内に、乙が解除の意思表示がなかったときは、乙は、約款及び管理委託契約の変更に承諾したものとみなす。</p> | <p>新第19条に告知URLを追加した為、文言を変更</p> <p>「通知の到達後1ヶ月」という期間設定がある為、「公示後3か月以内」という文言を削除</p> <p>「公示から3か月」という期間設定がある為、「通知到達後1か月以内という」文言を削除</p> | <p>修正</p> <p>削除</p> <p>削除</p> |
| <p>第14条（管理委託契約の承継）</p> <p>1.相続または営業譲渡、合併若しくは分割その他の理由によって、委託者の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとします。</p> <p>2.委託者の地位を承継した者は、速やかにその旨をイーライセンスに届出なければならないものとします。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとします。</p> | <p>（管理委託契約の承継）</p> <p>第16条 相続又は営業譲渡、合併若しくは分割によって、乙の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく乙の地位を承継するものとする。</p> <p>2 乙の地位を承継した者は、速やかにその旨を甲に届出なければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとする。</p> | <p>その他のケースにも対応する為追加</p> | <p>追加</p> |
| <p>第15条（中途解約の制限）</p> <p>イーライセンス及び委託者は、本約款に定めがある場合の他、相手方の事前の承諾を得なければ、管理委託契約の有効期間内において、管理委託契約を解約することができないものとします。</p> | <p>（中途解約の制限）</p> <p>第17条 甲及び乙は、相手方の承諾を得なければ、有効期間中、管理委託契約を解約することができない。</p> | <p>適切な表現に変更</p> | <p>修正</p> |

| 新 | 旧 | 備考 | 差分 |
|---|--|---|---|
| <p>第 16 条（管理委託契約の解除等）</p> <p>1.イーライセンス及び委託者は、相手方において、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1)委託者が委託著作物にかかる権利の全部を失ったとき</p> <p>(2)支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき</p> <p>(3)第三者から仮差押、仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>(4)監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき</p> <p>(5)解散を決議し、または他の会社と合併したとき</p> <p>(6)その他、管理委託契約を継続することが不可能または著しく困難な事情が生じたとき。</p> <p>2.イーライセンスは、イーライセンスが第 12 条の規定を適用し、委託著作物にかかる権利の管理を停止した場合で、イーライセンスが書面にて管理停止事由の是正を求めたにもかかわらず、当該書面による通知後 2 週間以内に委託者がその是正を行わない場合は、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。ただし、本項に基づく解除は、イーライセンスによる当該委託者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。</p> <p>3.連続した 4 以上の分配期（第 10 条第 2 項に定める分配期をいいます。）において、イーライセンスから委託者に対する使用料等の分配額が 3,000 円（税別）に満たない場合、イーライセンスは委託者に対して通知を行うことにより、通知到達後最初に到来する別途使用料等分配規程において定める関係権利者の確定基準日をもって、管理委託契約を終了させることができるものとします。</p> <p>4.本条または第 17 条の定めにより管理委託契約が解除された場合であっても、イーライセンスは、当該解除前になされた利用許諾に関して、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務を行うことができるものとします。</p> | <p>（管理委託契約の解除）</p> <p>第 18 条 甲及び乙は、相手方において、次のいずれかの事由が生じたときは、管理委託契約を解除することができる。</p> <p>(1) 管理委託契約に違反する事由があり、相手方に対して義務の履行を催告したにもかかわらず、義務の履行がなされないとき。</p> <p>(2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始を自ら申し立て、又は申し立てを受けたとき。</p> <p>(3) 支払停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) その他、管理委託契約を継続することが不可能又は著しく困難な事情が生じたとき。</p> <p>2 前項により、管理委託契約が解除された場合においても、甲は、解除前になされた利用許諾に関して、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務を行うことができる。</p> <p>3 甲は、次のいずれかの事由が生じたときは、2 週間以上の期間を定めた書面による通知後、何らの通知なく、管理委託契約を解除することができる。なお、当該解除は、乙に対する損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>(1) 第 15 条 2 項 1 号又は 2 号に該当する場合において、甲の調査にもかかわらず、乙の所在または送金先が判明しないとき。</p> <p>(2) 乙が甲の事業運営・管理業務等に重大な支障を及ぼす行為をしたとき。</p> <p>4 連続した 4 以上の分配期（4 期分以上）における、乙に対する分配総額（税抜）が 3,000 円に満たない場合、甲は、乙に対して通知を行うことにより、通知到達後、最初に到来する第 11 条 1 項に定める関係権利者の確定基準日をもって、管理委託契約を解除することができる。</p> | <p>表現を変更</p> <p>詳細を追加し、全体を整理</p> <p>第 4 項へ移行</p> <p>第 12 条の規定がある為、修正</p> <p>分配規程分離の為変更</p> <p>旧 2 項と同内容</p> | <p>修正</p> <p>修正</p> <p>削除</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>追加</p> |
| <p>第 17 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1.権利者は、自らまたは自らの役員若しくは従業員が、現在次の各号のいずれにも該当していないこと、及び将来も該当しないことを、イー</p> | | 記載がない追加 | 追加 |

| 新 | 旧 | 備考 | 差分 |
|--|---|---|---------------------|
| <p>ライセンスに対して誓約します。</p> <p>(1)暴力団 (2)暴力団員 (3)暴力団準構成員 (4)暴力団関係企業 (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6)その他前各号に準ずる者</p> <p>2. 権利者は、自らまたは第三者をして、次の各号の行為を行わないことを、イーライセンスに対して誓約します。</p> <p>(1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 権利者が前二項のいずれかに違反した場合、イーライセンスは催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに管理委託契約を解除することができ、当該違反により生じた損害全額の賠償を請求することができるものとします。</p> | | | |
| <p>第 18 条（通知・送金等）</p> <p>1. 本約款、管理委託契約、その他イーライセンスが定める規程等に基づくイーライセンスの委託者に対する通知、送金等は、委託者が届け出た住所地、メールアドレス、送金先宛に対して行われるものとします。本約款等に定める通知が相手方に到達しない場合は、イーライセンスが当該通知を発した時に到達したものとみなされます。</p> <p>2. 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかにイーライセンスにその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならないものとします。</p> <p>(1) 転居等により、連絡先として届け出た住所に変更があった場合 (2) 送金先の名称、口座番号、口座名義等に変更があった場合 (3) 改姓または改名をした場合 (4) 委託者が、法人その他の団体である場合において、合併し、解散し、またはその組織、名称等を変更した場合 (5) 代表者、代理人または著作物使用料の代理受領者に変更があったとき (6) 委託著作物にかかる権利の帰属について、何らかの変更を生じた場合 (7) その他、イーライセンスが委託著作物にかかる権利の帰属状況の解明等のため、あらかじめ委託者からイーライセンスに対して告知することを求めた事項について変更があった場合</p> <p>3. 委託者は、委託者または分配金受領者が外国に居住するときは、送金、通知の日本国内における代理受領者を定めなければならないものと</p> | <p>(通知)</p> <p>第 19 条 本約款に基づく甲の乙に対する通知は、管理委託契約締結時に、又は甲の定める手続に基づき、乙が届け出たメールまたは住所地に対して行われるものとする。本約款に定める通知が相手方に到達しない場合、当該通知を発した時に到達したものとみなす。</p> | <p>内容にあわせて追加</p> <p>管理業務を行う上で必要な情報を適確に把握する為追加</p> | <p>追加</p> <p>追加</p> |

| 新 | 旧 | 備考 | 差分 |
|---|---|------------------|----|
| し、その住所及び氏名をイーライセンスに対して通知しなければならないものとします。 4.委託者が本条第2項及び第3項に定める義務を怠ったことに起因する損害については、委託者は自己の責任と負担においてこれに対応するものとし、イーライセンスは一切その責めを負わないものとします。 | | | |
| 第19条（公示） 本約款に定める公示は、イーライセンスのウェブサイト（www.elicense.co.jp）に掲載して行うものとします。 | | 公示方法を明文化 | 追加 |
| 第20条（財務諸表等の作成等） イーライセンスは、毎事業年度経過後3か月以内に、著作権等管理事業法施行規則（平成13年6月15日文科省令第73号）第19条に定める財務諸表等を作成し、これをイーライセンスの事務所に備え付け、委託者の申し出により閲覧、謄写させるものとします。 | （財務諸表等の作成等） 第20条 甲は、毎事業年度経過後3月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、これを甲の事務所に備え付け、乙の申し出により閲覧、謄写させるものとする。 | 適切な表現に変更 | 修正 |
| 第21条（権利義務の譲渡禁止） 委託者は、イーライセンスの事前の書面による同意なしに、本約款ないし管理委託契約に基づく権利または義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡または担保に供することができないものとします。 | | 管理業務を適確行う上で追加 | 追加 |
| 第22条（準拠法） 本約款及び管理委託契約は、日本法に準拠するものとします。 | （準拠法） 第21条 本約款及び管理委託契約は、日本法に準拠するものとする。 | | |
| 第23条（合意管轄） 本約款ないし管理委託契約に関して紛争が生じたときは、事物管轄に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。 | （合意管轄） 第22条 甲と乙は、本約款及び管理委託契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。 | 適切な表現に変更 | 修正 |
| 附則 本約款は、平成27年4月1日より改訂します。 以上 | 附則 本約款は、文化庁長官が届出を受理した日から実施する。 附則 本約款は、平成17年10月1日より改訂する。 附則 本約款は、平成18年10月1日より改訂する。 附則 本約款は、平成19年4月13日より改訂する。 附則 本約款は、平成20年1月1日より改訂する。 附則 本約款は、平成20年10月1日より改訂する。 附則 本約款は、平成21年4月1日より改訂する。 附則 本約款は、平成21年7月1日より改訂する。 附則 本約款は、平成26年4月1日より改訂する。 | 過去の附則履歴が必要ない為、削除 | 削除 |

